二　砂防法第二条の土地の表示
岐阜県中津川市神坂四二一七番一地内四等三角点峠を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を昭和五十一年建設省告示第五十六号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一四〇度三六分三〇秒　六〇八・一三一メートルの地点　一号
標柱一号から一九度一五分〇四秒　五六・七八九メートルの地点　二号
標柱二号から六九度五五分一四秒　三二・三〇二メートルの地点　三号
標柱三号から一二度〇五分四〇秒　一〇八・一九四メートルの地点　四号
標柱四号から一九一度一六分二七秒　三九・三九四メートルの地点　五号
標柱五号から二七〇度五一分四二秒　五六・二〇七メートルの地点　六号
標柱六号から二〇五度一一分五一秒　二一・一一三メートルの地点　七号
標柱七号から一八〇度〇〇分〇〇秒　四三・六一九メートルの地点　八号
標柱八号から一九六度三七分四二秒　三一・四八三メートルの地点　九号
標柱九号から三一一度四七分四二秒　一三三・九八〇メートルの地点　十号
標柱十号から一九度三五分四二秒　三八・七二〇メートルの地点　十一号
標柱十一号から三一〇度〇二分六〇秒　九二・九一五メートルの地点　十二号
三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
丸ノ沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を昭和十六年内務省告示第二百四十八号で指定した土地及び平成十三年国土交通省告示第二百七十五号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県南魚沼市清水字清水入国有林
一四四林班　い小班　一号から十九号まで
り小班　二十号から三十七号まで

○国土交通省告示第三百五十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
平成二十六年三月二十日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　山形県境地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域
山形県上山市小白府
字向山　五七二番一三　一号
九一三番七　七号
字谷地　四八二番二　二号
八六四番一　三号及び四号
九〇六番一　五号
八七三番　六号
二　愛媛県津羽井地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線（標柱六号と七号については、谷川右岸河川敷に沿って結んだ線）及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域
愛媛県八幡浜市大平
一番耕地　六六六番　一号
三五六番　七号
三三九番六　八号
二番耕地　五四五番　二号
三三七番一　三号
一三八番　四号
一二三一番　五号
一四四八番一　六号
三　愛媛県梅の木地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を小松谷川左岸河川敷に沿って結んだ線、標柱二号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を小松谷川左支川右岸河川敷に沿って結んだ線、標柱五号と六号を結んだ線及び標柱一号と六号を小松谷川左支川右岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
愛媛県上浮穴郡久万高原町中津
字久主　二九四六番　一号及び六号
二九九五番一　二号
三〇二四番　三号
二八九四番一　四号
二九四三番　五号
四　福岡県四条野地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を四条野川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
福岡県八女市黒木町木屋
字中鍋　四七三番二　一号
四七五番一　二号
四八八番八　三号
四八八番四　四号
四八八番三　五号
字上ノ平　四九〇番一　六号
五〇三番一　七号
字平　五五二番三　八号
五　鹿児島県母間地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を鹿児島県道伊仙亀津徳之島空港線道路敷に沿って結んだ線、標柱二号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を南川右岸河川敷に沿って結んだ線、標柱十一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を南川右岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
鹿児島県大島郡徳之島町母間
字ナン川　四五四八番一地先道路敷　一号
字中里　三九六一番三地先道路敷　二号
字中里河根　四〇三三番　三号及び四号
字前座　三八六九番一　五号
字中里配田　四〇七七番　六号
四一六一番　七号
四一八〇番　八号
四一九一番　九号
字アダ子筋　四三六四番　十号
字東福前田　四四一五番　十一号
四四五八番　十二号
四四五三番三　十三号
六　鹿児島県松木場地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を南さつま市道並木新田線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
鹿児島県南さつま市笠沙町赤生木
字永江良　二九一一番三　一号
字岩峯　三一〇二番　二号
字大谷下　三六八八番　三号
字西平中　三二五九番　四号
字八窪　二〇一六番　五号
字中堀　二三七九番二　六号
七　鹿児島県今村地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域
鹿児島県南さつま市坊津町久志
字今村　六五六八番　一号
六五六三番三　十号
字大平　六七一八番一　二号
字新道　六七一七番　三号
字倉床　六八三〇番二　四号
字楮畠　五九三八番三　五号
字尾場瀬　五七四三番　六号
字大浦坂　四四七二番　七号
四四三〇番一　八号
字瀬戸　五七九八番　九号
八　鹿児島県大当地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域
鹿児島県南さつま市笠沙町片浦
字京田　九七三〇番一　一号
字小田迫　九六三三番地先道路敷　二号
字落ケ迫　一〇三五六番　三号
字ワルカイ　一〇四一八番　四号
字鯨越　一〇四七番　五号
字下村　九八三六番二地先道路敷　六号

○国土交通省告示第三百五十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。
平成二十六年三月二十日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　兵庫県宿地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成二十年国土交通省告示第七百五号で指定した兵庫県宿地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
兵庫県美方郡香美町村岡区黒田
字滝ノ奥　八五四番一　一号
字滝ノ上　五八四番　二号
五六九番二　三号